

広島県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十七年十一月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道新市三次線	三次市西河内町九七番一地从ら 三次市西河内町九九番六地先まで	平成二十七年一〇月二二日